



2026 年 8 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 E n j i n
代表者名 代表取締役社長
グループ CEO 兼グループ COO 本田 幸大
(コード番号: 7370 東証グロース)
問合せ先 コーポレート本部長 齊藤 里佳
(TEL 03-4590-0808 (代表))

第 20 回定時株主総会招集ご通知記載事項の一部訂正について

2026 年 8 月 5 日に当社インターネットサイトに掲示、また 8 月 12 日に発送いたしました第 20 回定時株主総会招集ご通知におきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

また、会計監査人である R S M 清和監査法人および監査等委員会の監査報告書につきましても、改めて提出を受けております。

なお、訂正後の招集通知は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたします。

記

1. 訂正箇所

(1) 第 20 回定時株主総会招集ご通知

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果 14 頁

(5) 財産及び損益の状況の推移 18 頁

(2) 第 20 回定時株主総会招集ご通知

計算書類

連結貸借対照表 34 頁 (交付書面 26 項)

連結損益計算書 35 頁 (交付書面 27 項)

(3) 第 20 回定時株主総会招集ご通知

計算書類

連結株主資本等変動計算書 36, 37 頁 (交付書面 28, 29 項)

(4) 第 20 回定時株主総会資料 (交付書面非記載事項)

計算書類の「連結注記表」

1 株当たり情報に関する注記 51 頁

(5) 第 20 回定時株主総会資料 (交付書面非記載事項)

計算書類の「個別注記表」

株主資本等変動計算書に関する注記 66 頁

2. 訂正内容（※訂正箇所は下線を付して表示しております。）

【訂正前】

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高2,699,018千円（前期比7.6%減）、営業利益361,468千円（前期比57.0%減）、経常利益419,032千円（前期比50.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益250,253千円（前期比53.6%減）となりました。

【訂正後】

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高2,699,018千円（前期比7.6%減）、営業利益361,468千円（前期比57.0%減）、経常利益403,921千円（前期比52.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益237,445千円（前期比56.0%減）となりました。

【訂正前】

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期	2025年度 第20期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	3,267,043	2,919,699	2,699,018
経 常 利 益 (千円)	—	1,078,370	844,062	<u>419,032</u>
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	749,011	539,211	<u>250,253</u>
1株当たり当期純利益 (円)	—	105.08	76.72	<u>35.79</u>
総 資 産 (千円)	5,493,864	5,054,743	5,302,835	<u>5,115,651</u>
純 資 産 (千円)	4,163,923	4,357,296	4,643,547	<u>4,424,179</u>
1株当たり純資産額 (円)	572.95	621.71	658.20	<u>644.39</u>

【訂正後】

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期	2025年度 第20期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	3,267,043	2,919,699	2,699,018
経 常 利 益 (千円)	—	1,078,370	844,062	<u>403,921</u>
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	749,011	539,211	<u>237,445</u>
1株当たり当期純利益 (円)	—	105.08	76.72	<u>33.96</u>
総 資 産 (千円)	5,493,864	5,054,743	5,302,835	<u>5,100,540</u>
純 資 産 (千円)	4,163,923	4,357,296	4,643,547	<u>4,406,234</u>
1株当たり純資産額 (円)	572.95	621.71	658.20	<u>642.51</u>

【訂正前】

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 5 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,879,502	流 動 負 債	634,185
現 金 及 び 預 金	1,739,599	買 掛 金	47,373
売 掛 金	87,973	1年内返済予定の長期借入金	15,644
棚 卸 資 産	542,691	未 払 金	42,945
未 収 入 金	217,844	未 払 費 用	47,861
前 払 費 用	87,996	未 払 法 人 税 等	11,113
そ の 他	215,683	前 受 金	414,656
貸 倒 引 当 金	△12,285	賞 与 引 当 金	28,518
固 定 資 産	2,236,149	そ の 他	26,073
有 形 固 定 資 産	164,718	固 定 負 債	57,286
建 物	78,569	長 期 借 入 金	51,270
車 両 運 搬 具	69,196	繰 延 税 金 負 債	3,160
工 具、器 具 及 び 備 品	12,354	そ の 他	2,854
土 地	3,686	負 債 合 計	691,472
そ の 他	912	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	153,676	株 主 資 本	4,399,032
ソ フ ト ウ ェ ア	18,754	資 本 金	905,856
顧 客 関 連 資 産	27,428	資 本 剰 余 金	910,441
の れ ん	107,349	利 益 剰 余 金	3,047,138
そ の 他	143	自 己 株 式	△464,404
投 資 そ の 他 の 資 産	1,917,753	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△4,116
投 資 有 価 証 券	1,536,398	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,116
長 期 貸 付 金	227,160	新 株 予 約 権	7,238
繰 延 税 金 資 産	41,806	非 支 配 株 主 持 分	22,025
破 産 更 生 債 権 等	22,763	純 資 産 合 計	4,424,179
そ の 他	112,389	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,115,651
貸 倒 引 当 金	△22,763		
資 産 合 計	5,115,651		

【訂正後】

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 5 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,864,391	流 動 負 債	634,185
現 金 及 び 預 金	1,739,599	買 掛 金	47,373
売 掛 金	87,973	1年内返済予定の長期借入金	15,644
棚 卸 資 産	542,691	未 払 金	42,945
未 収 入 金	217,844	未 払 費 用	47,861
前 払 費 用	87,996	未 払 法 人 税 等	11,113
そ の 他	200,572	前 受 金	414,656
貸 倒 引 当 金	△12,285	賞 与 引 当 金	28,518
固 定 資 産	2,236,149	そ の 他	26,073
有 形 固 定 資 産	164,718	固 定 負 債	60,120
建 物	78,569	長 期 借 入 金	51,270
車 両 運 搬 具	69,196	繰 延 税 金 負 債	5,995
工 具、器 具 及 び 備 品	12,354	そ の 他	2,854
土 地	3,686	負 債 合 計	694,306
そ の 他	912	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	153,676	株 主 資 本	4,386,224
ソ フ ト ウ ェ ア	18,754	資 本 金	905,856
顧 客 関 連 資 産	27,428	資 本 剰 余 金	910,441
の れ ん	107,349	利 益 剰 余 金	3,034,331
そ の 他	143	自 己 株 式	△464,404
投 資 そ の 他 の 資 産	1,917,753	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△4,116
投 資 有 価 証 券	1,536,398	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,116
長 期 貸 付 金	227,160	新 株 予 約 権	7,238
繰 延 税 金 資 産	41,806	非 支 配 株 主 持 分	16,888
破 産 更 生 債 権 等	22,763	純 資 産 合 計	4,406,234
そ の 他	112,389	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,100,540
貸 倒 引 当 金	△22,763		
資 産 合 計	5,100,540		

【訂正前】

連 結 損 益 計 算 書

(2025 年 6 月 1 日から
2026 年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高			2,699,018
売上原価			833,475
売上総利益			1,865,543
販売費及び一般管理費			1,504,075
営業利益			361,468
営業外収益			
受取利息及び配当金	10,476		
有価証券利息	28,448		
有価証券売却益	6,624		
為替差益	12,512		
その他	20,930		78,992
営業外費用			
支払利息	1,295		
投資事業組合運用損	8,189		
固定資産除却損	797		
和解金	8,350		
その他	2,795		21,428
経常利益			419,032
特別利益			
役員権売却益	578		
新株予約権戻入益	646		1,225
特別損失			
減損損失	43,973		43,973
税金等調整前当期純利益			376,284
法人税、住民税及び事業税			108,221
法人税等調整額			13,651
当期純利益			254,411
非支配株主に帰属する当期純利益			4,157
親会社株主に帰属する当期純利益			250,253

【訂正後】

連 結 損 益 計 算 書

(2025 年 6 月 1 日から
2026 年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高			2,699,018
売上原価			833,475
売上総利益			1,865,543
販売費及び一般管理費			1,504,075
営業利益			361,468
営業外収益			
受取利息及び配当金	10,476		
有価証券利息	28,448		
有価証券売却益	6,624		
為替差益	12,512		
その他	5,819		63,881
営業外費用			
支払利息	1,295		
投資事業組合運用損	8,189		
固定資産除却損	797		
和解金	8,350		
その他	2,795		21,428
経常利益			403,921
特別利益			
役員権売却益	578		
新株予約権戻入益	646		1,225
特別損失			
減損損失	43,973		43,973
税金等調整前当期純利益			361,173
法人税、住民税及び事業税			108,221
法人税等調整額			16,486
当期純利益			236,465
非支配株主に帰属する当期純損失(△)			△980
親会社株主に帰属する当期純利益			237,445

【訂正前】

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 6 月 1 日から
2026 年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包 括利益累計 額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額 金
当 期 首 残 高	905, 162	875, 162	3, 114, 176	△259, 254	4, 635, 246	415
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権 の 行 使)	694	694	—	—	1, 388	—
剰余金の配当	—	—	△317, 291	—	△317, 291	—
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	—	—	<u>250, 253</u>	—	<u>250, 253</u>	—
自己株式の取 得	—	—	—	△166, 906	△166, 906	—
譲渡制限付株 式 報 酬	—	34, 584	—	△38, 243	△3, 658	—
新株予約権の 消 却	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変 動 額	—	—	—	—	—	△4, 532
当期変動額合計	694	35, 279	<u>△67, 038</u>	△205, 149	<u>△236, 214</u>	△4, 532
当 期 末 残 高	905, 856	910, 441	<u>3, 047, 138</u>	△464, 404	<u>4, 399, 032</u>	△4, 116

	新株予約権	非支配株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	7,884	—	4,643,547
当 期 変 動 額			
新株の発行（新 株予約権の行 使 ）	—	—	1,388
剰余金の配当	—	—	△317,291
親会社株主に 帰属する当期純 利 益	—	—	<u>250,253</u>
自己株式の取得	—	—	△166,906
譲渡制限付株式 報 酬	—	—	<u>△3,659</u>
新株予約権の消 却	△646	—	△646
株主資本以外の 項目の当期変動 額	—	<u>22,025</u>	<u>17,494</u>
当期変動額合計	△646	<u>22,025</u>	<u>△219,367</u>
当 期 末 残 高	7,238	<u>22,025</u>	<u>4,424,179</u>

【訂正後】

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 6 月 1 日から
2026 年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包 括利益累計 額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額 金
当 期 首 残 高	905,162	875,162	3,114,176	△259,254	4,635,246	415
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行 使)	694	694	—	—	1,388	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	△317,291	—	△317,291	—
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純 利 益	—	—	<u>237,445</u>	—	<u>237,445</u>	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△166,906	△166,906	—
譲渡制限付株式 報 酬	—	34,584	—	△38,243	△3,658	—
新株予約権の消 却	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期変動 額	—	—	—	—	—	△4,532
当 期 変 動 額 合 計	694	35,279	<u>△79,845</u>	△205,149	<u>△249,022</u>	△4,532
当 期 末 残 高	905,856	910,441	<u>3,034,331</u>	△464,404	<u>4,386,224</u>	△4,116

	新株予約権	非支配株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	7,884	—	4,643,547
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権 の 行 使)	—	—	1,388
剰余金の配当	—	—	△317,291
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	—	—	<u>237,445</u>
自己株式の取 得	—	—	△166,906
譲渡制限付株 式 報 酬	—	—	<u>△3,658</u>
新株予約権の 消 却	△646	—	△646
株主資本以外 の項目の当期 変 動 額	—	<u>16,888</u>	<u>12,355</u>
当期変動額合計	△646	<u>16,888</u>	<u>△237,313</u>
当 期 末 残 高	7,238	<u>16,888</u>	<u>4,406,234</u>

【訂正前】

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	<u>644</u> 円	<u>39</u> 銭
1 株当たり当期純利益	<u>35</u> 円	<u>79</u> 銭

【訂正後】

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	<u>642</u> 円	<u>51</u> 銭
1 株当たり当期純利益	<u>33</u> 円	<u>96</u> 銭

【訂正前】

株主資本等変動計算書に関する注記

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 205,615 株

【訂正後】

株主資本等変動計算書に関する注記

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 205,600 株

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書		2026年 8 月14日
株式会社E n j i n 取締役会 御中		RSM清和監査法人 東京事務所
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 笥 悦 生	
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 戸 塚 雅 春	
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社E n j i nの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社E n j i n及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月14日

株式会社 E n j i n
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 戸塚 雅春

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 E n j i n の2025年6月1日から2026年5月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施いたしました。

記

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月14日

株式会社E n j i n 監査等委員会	
監査等委員	吉 田 桂 公 (印)
監査等委員	工 藤 竜之進 (印)
監査等委員	古 田 靖 幸 (印)

以 上